

京都府社会福祉協議会 福祉業界1Dayチャレンジ

職場体験事業 実施要領

1 目的

社会福祉施設・事業所・保育園等に就職を希望する者、または福祉・介護・保育の仕事に関心を有する者に対して、福祉・介護サービス・保育の職場体験を行う機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることができる環境をつくり、福祉分野への人材の参入を促進することを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会（京都府委託事業）

3 対象者

京都府内の社会福祉施設・事業所・保育園等に就職を希望する者、または京都府内に在住する福祉・介護・保育の仕事に関心を有する者（高校生以上とする）

4 対象者の参加条件

- (1) 1Dayチャレンジの参加にあたって福祉資格は必要としない。
- (2) 1Dayチャレンジに係る給与は支給しない。
- (3) 1Dayチャレンジへの参加回数は制限しない。ただし、同一施設では1回限りとする。

5 受入事業者

受入れを希望する社会福祉施設（介護保険事業所等・保育園等）は、福祉人材・研修センター（保育人材マッチング支援センター）（以下「センター」という）に対し、実施先として登録を行った施設・事業所・保育園等とする。

6 1Dayチャレンジの内容

(1) 見学

事業所・保育園等の概要及び職員の仕事の様子を見てもらう。（2～3時間）

(2) 就業体験（例示）

事業所や保育園等での仕事を体験してもらう。（半日以上、1日未満）

- ① 介護・介助・自立支援・療育・養護・養育・保育などの職場体験
- ② 散歩の付き添い、行事への参加などの交流体験
- ③ 掃除、洗濯などの職員の補助業務体験

※受入施設は希望者の資格の有無、就労経験等を勘案して①～③を組み合わせ、プログラムを作成すること。

7 実施方法

- (1) 1Dayチャレンジを行う施設・事業所・保育園等（以下「実施施設」という）の長は、センター所長あて「1Dayチャレンジ」事業の別紙様式①「登録届出書」と別紙様式②「事業計画書」と別紙様式③「見学・体験プログラム」を提出して登録を行うものとする。
- (2) 1Dayチャレンジを希望する者（以下「申込者」という）については、センターが配布する(1)に基づく実施先リスト（フクジョブにアップ）から、見学・体験の希望する事業所・保育園等を別紙様式④「申込書」に記入のうえ、センターあて提出するものとする。

- ① 高校生は所属する学校を通じて申し込みを行うものとする。
- ② ①以外のものは個別に申し込みを行うものとする。
- (3) センターは、見学・職場体験の実績を確認のうえ、別紙様式⑤「紹介票」を実施先の長あてに郵送するものとする。
- (4) センターは、申込者あてに別紙様式⑥「受入決定通知書」により受入日時や体験内容、留意事項の通知を行うものとする。
- (5) 見学・体験終了後、実施先の長はセンター所長あてに、別紙様式のアンケートを提出するものとする。
- (6) 事業実施にあたって生じた申込者の傷害や事故、実施先の備品および利用者等への損害については、センターが加入する行事参加者傷害保険の範囲で補償を行うものとする。

8. 個人情報の取り扱い

本事業における個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、「社会福祉法人京都府社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき適正に管理する。

9. その他

- (1) 見学・体験は、実習と異なることから、原則として申込者の評価はしない。
- (2) 実施事業所・保育園等は、天災や行事等のやむを得ない事情により、計画日に受け入れができなかった場合は、振替日を計画することとし、センターに連絡し了解を得る。
- (3) 実施事業所・保育園等が見学・職場体験希望者に対して、検便や健康診断等を求める場合は、直接申込者に指示し、その際発生する費用は申込者が負担することとするが、なるべく負担額が少なくなるよう、必要最小限の検査とする。

<参考> 福祉業界1Dayチャレンジ（施設見学・職場体験事業）実施の流れ

